

公益通報者保護制度の実効性の向上
に関する検討会
第 10 回議事録

消費者庁消費者制度課

公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会（第10回）

1. 日時 平成28年3月22日（火） 10:00～12:00
2. 場所 中央合同庁舎第4号館共用第2特別会議室
3. 出席者
(委員)
宇賀座長、升田座長代理、井手委員、川島委員、北城委員、串岡委員、光前委員、
今野委員、島田委員、土田委員、拝師委員、水尾委員、山口委員、若杉委員
(消費者庁)
板東長官、井内審議官、加納課長、金谷企画官、大友課長補佐、
川野政策企画専門官、佐藤政策企画専門官、渡邊政策企画専門職、中野政策調査員
4. 議事
 - (1) 開 会
 - (2) 議 事
 - ・公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会第1次報告書（案）について
 - (3) 閉 会

<資料一覧>

- ・資料1 公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会第1次報告書（案）
- ・資料2 公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会ワーキング・グループ運営要領（案）

≪ 1. 開会 ≫

○宇賀座長 それでは、定刻でございますので、只今から第10回「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」を開催いたします。

まず、事務局から委員の出欠状況の報告と資料の確認をお願いします。

○加納課長 おはようございます。本日もどうぞよろしく願いいたします。

委員の御出欠の状況ですけれども、北城委員がまだお見えになっていないようですが、お越しになるということでお聞きしております。それから、升田座長代理は、御都合により11時30分ぐらいに御退席とお伺いしております。

それから、本日お配りしている資料の確認でございますけれども、お手元、「議事次第」の下に順次書いておまして、まず資料1でありますけれども、検討会の第1次報告書の案というものでございまして、これは先般御議論いただいたことを踏まえまして、私どものほうで手直しをして、案としてお配りしているものであります。それから、資料2が、今後の検討ということでワーキング・グループの運営要領の案というものでございます。

それから、委員の参考資料として、机上で配付させていただいているものでありますけれども、まず一つが、「参考資料」というものでございまして、これまでの検討会でお配りした参考資料等の中から抜粋した調査結果や参照条文、裁判例等をまとめたものでございます。

それから、報告書の案でありますけれども、前回からの修正箇所を見え消しで書いているものもお配りしております。

それから、三つ目でありますけれども、ワーキング・グループの概要につきましてお配りしております。

事務局からの資料は以上でございます。

なお、本日は、水尾委員から、日本経営倫理学会誌において発表されました御論文を提供していただいておりますので、あわせて、どうもありがとうございました。

配付資料は以上でございます。不足等がございましたら事務局までお知らせいただければ幸いです。

○宇賀座長 資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは、冒頭のカメラ撮影はここまでとさせていただきますので、報道関係者の方は御協力をお願いいたします。

≪ 2. 公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会第1次報告書（案）について ≫

○宇賀座長 さて、今回は本検討会においてこれまでに出されました検討結果の取りまと

めについて御議論いただく予定ですが、先ほど事務局から説明のありました水尾委員からの資料に関しまして、水尾委員から補足の説明があるとのことですので、まずはその説明からお願いしたいと思います。

それでは、水尾委員、お願いします。

○水尾委員 おはようございます。

こちらの論文ですけれども、日本経営倫理学会という産学協同の学会で発表した論説になっております。主な内容は、よく言われる「失われた 20 年」、Lost Two decades と言われますけれども、この 20 年間、日本における経営倫理はどういう歩みをしてきたか。不祥事の歴史とともに振り返りまして、そして将来展望を語ったという、そんな内容になっています。特に 1990 年代から 4 期に分けて、1 期、2 期、3 期、4 期ということで、不祥事の発生した年度、それから、どういう対応をしてきたか、それに合わせて法律の改正、制度の改正、そういったことも含めて、一緒にあわせて年表も含めて御案内をしています。

316 ページ、317 ページでは、この 20 年の制度・法律・組織・会議の制定、そしてそれにまつわる特記事項ということで、事件と不祥事、もあわせて記しております。もちろん、2004 年には、6 月に公益通報者保護法の公布が始まったということもこの中には入っております。

1 期から 2 期、3 期、4 期、そして最後は、今のコーポレート・ガバナンスの問題ということも含めて、この 20 年を振り返って、将来ダイバーシティとか CSR ということも含めて、大きな視点から、今後あるべき姿、そんなものも最後に提言をしております。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、只今の水尾委員からの資料や説明につきまして、御質問や御意見などがありましたらお願いします。特によろしいでしょうか。

それでは、本検討会における検討結果の取りまとめについての議論に入りたいと思います。

事務局には、前回、各委員から出されました御意見を踏まえまして、「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会第 1 次報告書（案）」に修正を加えてもらいましたので、まずは、その「第 1 民間事業者の取組の促進」及び「第 2 行政機関の取組の促進」の箇所の修正点について、説明を事務局からお願いします。

○金谷企画官 それでは、資料の説明をさせていただきます。

お手元のほうの資料では、とけこみ版と見え消し版の 2 種類を御用意させていただいておりますが、ページ数が多少ずれますので、ページ数につきましては、とけこみ版のほうで御説明をさせていただきます。

まず、2 ページの「はじめに」でございますが、ここにつきましては、最後のところで、「その結果を取りまとめたので、報告書としてこれを公表する」としておりま

したものを、第1次報告書であるということを明記させていただいております。

それから、ページをおめぐりいただきまして、4ページのところでございます。

「民間事業者の取組の促進」ということで、「また、「消費者基本計画」及び」のパラグラフの最後のところ、「さらに」というところでございますが、「近時の改正会社法やコーポレートガバナンス・コードにおいても、従業員等からの報告・通報に係る適切な内部統制システムの構築が求められている」ということを加えております。

それから、その後のパラグラフ、「このように」のところですが、ここにおきましても、内部通報制度が内部統制の重要な要素であることについて明記するべきであるという御意見をいただきましたので、その旨を書かせていただきました。

更に進んでいただきまして、6ページの「事業者が自主的に取り組むことが推奨される事項の具体化・明確化」です。その(1)のところの柱書のところですが、ここでは、内部通報制度が、通常のレポート・ラインの健全化にも資するものであるという御意見を前回いただきましたので、その旨を追記させていただきました。

その下へ行きまして、①のところ、「通報者の匿名性の確保、個人情報保護の徹底」というところですが、この「なお」のところ、「通報の受付は第三者による外部の窓口で行うこととし、事業者は、通報者の個人情報をそもそも外部窓口から受け取らない仕組み等の導入を推奨すべきである」としましたが、ここは、前回「こうしたことも考えられるのではないか」というトーンだったので、やや強く整理しました。

8ページのところでございますが、8ページの中ほど、「(2) 経営者の視点」というところですが、このところでは、コーポレートガバナンス・コードにおいても、この「内部通報に係る適切な体制整備」が求められていることを踏まえてガイドラインを積極的に活用するべきであるということで、コーポレートガバナンス・コードについても触れさせていただきました。

⑨の一番下のところです。「主なポイント」のところでございますが、「経営幹部から独立した通報ルート of 整備」ということで、次のページのところで、「労働組合との協議等を通じた制度の実効性の確保」について触れています。ここは前回、ステークホルダーである労働組合が出てこないのはいかがなものかという意見がありましたので、このところで労働組合との関係につきましても追記をさせていただきたいと思っております。

更に進んでいただきまして、13ページです。ここはインセンティブに関連するところですが、(4)のところ、「中小企業の取組の促進・支援」ということで、一つの丸で、「中小事業者も取り組みやすい段階的な認証基準を設ける」を一つ加えさせていただきました。

21ページまで飛んでいただきまして、ここでは「通報者保護の徹底」ということで整理をしております。まず一つは、「外部窓口の適切かつ効果的な活用」ということで、先ほどの匿名性の確保でも申し上げたようなことを再掲させていただきます。

それからもう一点、前回、この検討会でITの話が出ました。ITを活用したシステム的な対応についても、必要ではないかということで、ここを新たに追記させていただきました。

民間のところの主なポイントは、以上です。

続きまして、「第2 行政機関の取組の促進」のところですが、まず23ページのところ、「課題解決のための方向性」ということで、(1)から(5)まで、今後の課題について整理をしています。このうち(4)につきましては、前回は、「通報制度を担う職員の通報対応スキルの向上」を書かせていただいております。このところにつきましては、前回、民間事業者には、会社の中における制度の周知ということが取り上げられているのに、行政機関において、それが書かれていないというのはいかがなものかということでございましたので、民間の取組と平仄を合わせるという観点で、「制度の周知」を一言追記させていただいております。

24ページのところ、「具体的な取組」の①の「通報取扱いに係る規定の具体化・充実化」のところがございますが、このところの最後のパラグラフ、「また、内部通報については」というところがございますが、ここにつきましても、前回抜けていたのでございますが、民間との並びということも考えまして、「担当部署を明確化した上で、通報事案関係者の調査協力を促進・義務化など」ということを一筆加えております。民間と行政機関、置かれた立場等が違うこともございますので、多少文言が違っておりますが、中身については、基本的には民間と行政で同じにしたいということです。

進んでいただきまして、26ページのところです。「②権限を有する行政機関以外の機関の活用」ということで、消費者庁でモニタリングをするというお話と、それから、消費者庁が通報事案の調査をする仕組みについて、検討するべきであるということを書かせていただきました。前回の検討会におきまして、消費者庁が事案の検討・調査をするのであれば、各行政機関の有する権限との関係ですとか、あるいは調査権限の内容ですとか、調査の専門性を踏まえた適性との関係などについて、更に留意した議論を行うべきであろうという意見をいただきました。このため議論しなければならないポイントにつきまして、整理をさせていただきたいと思っております。

28ページに進んでいただきまして、行政機関における具体的な取組の方向性ですが、先ほど申し上げましたけど、行政機関における制度の周知につきまして、幹部職員等のリーダーシップのもとで、周知徹底を図るということを加えています。

更に進んでいただきまして、29ページのところでございます。ここでは、地方自治体、とりわけ市区町村の関係を書かせていただいておりますが、具体的な取組の方向性①のアのところでは、都道府県が、管内市区町村に、通報・相談窓口の整備を促進するとともに、支援する、というようなことを書かせていただいておりますが、

前回の議論を踏まえまして、更なる運用に関する相談にも応じるということを追記させていただきたいと思っております。

とりあえず、第1及び第2の主な修正点は以上でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、只今の説明や資料等を基に、「民間事業者の取組の促進」と「行政機関の取組の促進」について、御議論をお願いしたいと思います。御質問あるいは御意見があれば。

升田委員、どうぞ。

○升田委員 幾つか案をいただいている、どれを基準にお話ししたらいいのかということがありますけれども、メールでお送りいただいた最後のものを前提に、若干のコメントを述べたいと思うんですけれども。

まず、2ページ、「はじめに」のところ、最後のところにも関わるわけですが、この法律の制定の経緯について、外国のいろんな立法動向というのをお話ししたことがあったと思いますけれども、それについて御検討をされるということだったんですけれども、これは、別に今日は書くかどうかは別ですが、これはどういう予定になっているのかというのが質問の一点です。

それから、先ほど御紹介のあった6ページかと思うんですが、第三者窓口といいますか、第三者の受理といいますか、受付といいますか、そういうものを推奨するというお話で、確かに前回そういう御意見があったことは、そのとおりだと思いますけれども、それ以前、相当ここは議論があったところでありまして、そのときには、実情に応じて、特に中小企業等については必ずしも推奨すべきではないというような意見が多かったと思いますので、これを中立的に書くとしたら、「実情に応じて推奨すべきである」ぐらいにさせていただいたほうが穏当かなという具合に思うところがあります。

それから、第三者窓口について、特に弁護士が関与する場合、非常に、この制度として安定的なものとして想定されて、ここで議論があったと思うんですけれども、先日、京都のほうで報道されたところによりますと、真偽のほどはもちろん詳細は分かりませんが、少なくとも報道されたところによりますと、弁護士が受け付けて、それを、匿名性といいますか、実名を開示したというような記事もありましたので、やはりそういうことも踏まえていろいろ検討しないといけないという具合に思うところがあります。

ですから、外部窓口といいますが、そこはやはり限界があるということですので、その対応をどうするかということが重要なと思います。それは22ページでしょうか、「通報者保護の徹底」のところにも関連しているところでもありますので、そういうこともちょっとつけ加えておきたいと思っております。

その関係で、最後のところに、同じく「通報者保護の徹底」の中で重要な柱としま

して、匿名を希望するかどうか。これは、現在でも、通常はそれを確認しながらやっているのが普通でありまして、曖昧な回答を前提に開示を了解したというようなことのないように、しかも、開示を同意したというのであれば、それをきちんと記録上、後にそういうトラブルが起こらないようにすべきだとは思いますが、万が一、そういう守秘義務に違反するようなことがありましたら、それは最初のころの検討会で議論があったかと思うんですけれども、今回提案されているような制裁だけではなくて、もともと罰則等法律上の規定を整備する、守秘義務を設けるかどうか、あるいは守秘義務に違反したらどうするか、ということについても意見があったと思いますので、そこはやはり記載するのがよいのではないかと思います。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。質問に当たる点がありましたので、事務局からお答えをお願いします。外国の調査の予定はどうか。

○升田委員 すみません、別に今日この場で回答を求めるといふほどのことでもないと思います。

○金谷企画官 すみません。我々のほうでも調査をしておりますが、ちょっと遅れておりますので、また後ほどということをお願いしたいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。
北城委員、どうぞ。

○北城委員 修正点を消したほうのページで言わせていただきますけれども、最初に4ページで、改正会社法やコーポレートガバナンス・コード等、他の制度との関係について明示されているのは、これは大変いいことだと思います。

それから、6ページの、今、出たお話に関連しますが、「通報者の匿名性の確保、個人情報保護の徹底」に関して、第三者を推奨しているのは非常にいいことだと思います。もちろん、中小企業で第三者を使えないところも出るとは思いますが、中小企業でも規模もありますので、中小企業を一律に導入できないと判断すべきではないと思います。これは推奨なので、導入できないところは導入できないということだと思います。当然、その第三者機関は匿名性を守ることに限っては、別なところでも議論されていますが、確実に守らなければなりません。ともかく通報したことによって不利益を与えてはならないということで、不利益についていろいろ議論はしますが、名前が知れないというのが非常に重要なので、基本的には第三者機関を使うのを推奨したほうがいいと思います。その後、調査の方法についても後でいろいろ書かれていますけれども、調査の過程で、本人が特定できないように対処するというのは、これも大事なことです。ともかく本人の名前が知れないというのが不利益な対応をする議論に入らない意味でも大変重要な論点だと思います。

それから、9ページの中小企業の取組の促進なのですが、「社内窓口の設置が困難な場合には外部窓口を積極的に活用したり」と書かれています。この表現はおか

しいと思います。外部窓口を作ってもそこから会社の中に連絡が来るので、社内の窓口、あるいは社内で調査をするところは必要なので、設置が困難な場合ということではないと思います。経営者がみずから窓口になっても構わないのです。これは会社の規模に応じていろいろな対応があると思いますが、社内の設置が困難だから外部を使えという言い方は変えたほうが良いと思います。

それから、13 ページ、同じく中小企業の取組のところなのですが、ハード面ではなくソフト面というのは何を意味するのかよく分かりません。ソフト面で書いてあることは、これは重要で、これは別に中小企業に限らず、大企業でも必要です。ハード面というのは、何となく社内の窓口を設置しないということの意味しているのかもしれないのですが、ハード面というのは何を意味するのかよく分からないので、別にこういう記述は必要ないと思います。

それから、あとは 21 ページの「通報者保護の徹底」、これは大変重要な記述で、通報者の名前が知れること自体が大変な不利益だということなので、匿名性を守るということの重要性を指摘しているので、このままでよいと思います。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

井手委員、どうぞ。

○井手委員 私は、細部ではいろいろと御意見はあるとは思いますが、この第 1 の「民間事業者の取組の促進」及び第 2 の「行政機関の取組の促進」についての記述は大変バージョンアップしていただいて、メッセージ性の高いものになったということで、全体的には評価しております。

その上で、気が早いのですが、最終報告書というのか第 2 次報告書というのか名称はともかくとして、それを作っていただく際の視点を踏まえて、二点ほど意見を申し上げたいと思っています。当然、第 3 の「通報者保護の要件・効果等」の部分は、今後、かなり細かい検討に入りますので、がらりと変わらなうと思はれども、この第 1、第 2 も、最終報告書では、更に進化させる必要があるのではないかと考えていまして、消費者庁さんに御見解を聞かせていただきたいと思っています。それはどういう点かという、この中にある、例えばインセンティブの問題とか、あるいは一定のスキルを持った担当者をどうやって育てていくのかとか、あるいは地方公共団体のガイドラインであるとか、中小企業の受付体制の促進であるとか、「おわりに」の部分で、できるものは即かかるんだという姿勢を表明されておられる施策の件です。もちろん、消費者庁さんには、早速、制度設計にかかっていたきたいし、それから、予算の裏付けが必要なものもあるのではないかと考えています。つまり概算要求ですね。次なる今年夏の概算要求に乗せていかなきゃいけないものもあるんじゃないかと考えているわけです。

そうした施策への取り組みを、是非、第 11 回になるのか、第 12 回になるのか分からないんですけども、検討会でお示しをしていただきたいと思っています。検討会

には、通報の受付ということでは専門家の今野委員もいらっしゃいますし、消費者の立場から土田委員もいらっしゃるわけですし、この検討会の場にすべて取り組みの経緯を出していただいて、最終報告書の段階では、こちらの第1、第2についても、更に具体的に仕上げたものを作り上げるのがいいのではないかとというのが第一点、総論に関する意見です。

それから、大変申し訳ないのですが、自分が述べたところの各論の話に移ります。25ページから26ページにかけての下段、「通報者への通知等のフィードバックの措置の具体化、充実化」の49の意見についてです。「通報者へ通知する時期については一定の期限を設けるべきとの指摘があった」という意見で、これは第5回検討会での私の発言で、覚えていらっしゃる方がおられたらありがたいのですが、通報を行政機関が放置した場合の対策について述べたものです。

私のもとに通報に来られる方の中で、真っ先に新聞社にて通報に来られた方は別として、行政機関では何もやってくれなかったのと、通報に来られる方が非常に多いんです。私はもちろん、通報者の氏名を漏らすというのが最も悪い行為だと思っていますが、通報をたらい回しにするのも許されないのではないかと考えています。公務員として、国民から通報があったものを放置するというのはいかかなものかなと思います。そうした放置を防ぐには、どうしたらいいのか、という観点から申し上げさせていただいた意見でした。その際に、児童虐待防止法に基づく児童相談所の運営指針に、虐待と疑われる児童がいるという通報があれば、児童相談所が48時間以内にその児童の顔を見て確認するようという規定ができて、それによって効果が上がっているのです。それに準じて、通報から一定の時間を定めて、通報者への通知などの処理を定めた規定を公益通報者保護制度にも導入すべきではないかと申し上げました。

それで、この意見に関しましては、消費者庁さんの方に私が希望しまして、第3の「通報者保護の要件・効果等」の52ページのほうにも、②の「通報者及び職場へのフィードバック」、調査結果のフィードバックということで、「通報者へ通知する時期については一定の期間を設けるべきとの意見もあった」と、入れていただきました。是非、この規定の導入について検討していただき、最終報告書に入れていただきたいと考えています。

先ほど、升田委員がおっしゃった京都の報道の例ですが、報道が正しいとすれば、行政機関がある事案をほったらかしにしていた点を、職員が行政機関の公益通報外部通報窓口の弁護士に通報したところ、行政機関の事案処理の遅れは公益通報に当たらないと判断された上で、通報者本人の意向を十分踏まえないまま、弁護士が行政機関に通報者の氏名を伝え、通報者の懲戒処分にもつながったという事例です。報道が事実としたら、行政的な措置をほったらかしにしているということを通報して、逆に不利益な取り扱いを受けたわけで、氏名の漏えいととも、行政機関によ

る放置行為を一体、どう訴えればいいのか、という問題もあるのではないかと考えています。

とにかく公益通報を受け付けた場合に、一定の期限を設けて通報をきちんと処理するという義務を明確に規定することは、通報の放置を防ぐのに有効な規定になると考えています。さらに、この規定に関しては、通報者保護に関して、他に検討される項目と比べても、他の法律との整合性の面でも余り問題はなく、即、導入してもおかしくない規定ではないかと考えていますので、最終報告書に向けて、前向きな検討をお願いしたいと思います。

その二点ですが、一点目の件で消費者庁さんの御見解をお願いします。

○加納課長 一点目でありますけれども、第1、第2の議論の進化ということだと思いますが、ここはまた、委員の皆様方から御意見があれば、それはそれでまた検討をさせていただきたいというふうに思いますけれども、事務局として考えていましたのは、新しいワーキングにおいては、第3を中心に検討すると。逆に言うと、第1、第2については、ワーキングで議論をするということは、余り想定はしておりません。第1、第2は、この今の第1次報告書(案)に基づいてできるところは、ガイドラインの策定作業などはやっていくということを想定しておりました。ただ、その中で、ワーキングの中で第1、第2についてもこういうことを検討すべきだというふうなことになるれば、それはそれでまた議論の余地があるかというふうに思いますけど、事務局としては、基本的にはそういう考え方であります。

○井手委員 そうすると、最終報告書になったときに、第1、第2については、全くこの第1次報告書と同じ文章になるのでしょうか。それは余り望ましくないのではないのでしょうか。第1次報告書から各施策で進化があれば、例えばこういう制度を作ったとか、あるいは、こういうふうにスタートするめどがついたとかという点について、最終報告書には、きちんと書き込むべきだと考えます。ワーキング・グループで議論する論点とは別の話です。最終報告書の段階になると、当然のことながら、いまの第1次報告書とは時点が違いますので、そこはそこで、検討会にかけて、委員の目を通した上で、最終報告書に第1次報告書からの進展を含めて、書き込んでいただきたいという趣旨の意見です。

○金谷企画官 ちょっとだけ補足させていただきますと、先ほど課長が申し上げたとおり、基本的には、ワーキングでは第3を中心にとということではあります。ただ、第3の要件、効果を検討していく過程やその検討した結果によって民間企業での取組や行政機関での取組というものに影響が出るということは当然あり得るものだと思っております。そういう意味でいうと、第1、第2が多少変わってくることはあり得るかなと考えています。

それからあと、ワーキングとは別にガイドラインの改正等や予算措置等も考えていくという過程におきまして、またもう少し議論をしまして、多少修正をできるの

ではないかということがあったら、またこの検討会でもお諮りしたいなというふうには思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。それでは川島委員、どうぞ。

○川島委員 全体として、前回の検討委員会での意見を丁寧に盛り込んでいただきまして、ありがとうございます。

その上で、確認も含めて、三点、意見を申し上げます。とけこみ版に沿って申し上げますが、8ページのところです。中ほどの(2)について、第2段落目、コーポレートガバナンス・コードの記述がございます。この段落の後半部分について、「経営幹部主導による内部通報制度の整備・充実を促進していくことが適当である」と記述がありますが、一つ前の段落の内容と大分重なっているところがありまして、書き分けた意味合いを確認したいということと、一つにまとめられるのであれば、「コーポレートガバナンス・コードにおいて、「内部通報に係る適切な体制整備」が求められている」という一文を、その上の段落の、「このため」という言葉の前に入れますと、全体として一まとまりになるのではないかと思います。それが一点目です。

二つ目が、21ページ目の5ポツの中ほどに、「具体的には」ということで、四点、例示をされています。二つ目の「通報事案の調査の際の留意事項の明確化」の括弧の中の1行目の後半部分のところで、「通報者しか知り得ない情報を通報者の承諾なくして関係者に伝達しないこと等」という記述があります。これにあります「通報者の承諾なくして」という条件なんですけれども、ここについて確認したいと思います。

といいますのは、24ページ目の、これは行政機関についての記述ですけれども、①のエの3行目のところに、「通報者しか知り得ない情報を調査対象者へ開示しないこと」とあって、また同様に、31ページ目の「具体的な取組の方向性」の下に二つ例示がありますが、一つ目の3行目のところに、「通報者しか知り得ない情報を調査対象者へ開示しないこと」とあります。

この「通報者の承諾なくして」というのを、両方に入れるべきなのか、あるいは、記述のとおり使い分けるのか、あるいは、両方とも、「承諾なくして」というのを入れないのか、この辺の記述、どのような書き分けが適当なのか、これは事務局の見解をお聞きしたいというふうに思います。

それと、最後は、31ページ目の「具体的な取組の方向性」の4行目。前回の検討会の御意見を踏まえて、「通報者の氏名や通報内容の漏えいを行った職員への懲戒処分等を徹底する一方」という記述が追加をされました。さらりと読めば、そのとおりだとは思いますが、事実として、現在、この漏えいを行った職員への懲戒処分というのは徹底されていない、あるいは、この点が適切にされていないということなのかどうなのか、その辺の事実についてこの場で確認をしておきたいということと、徹底といいますと、とにかく処分をすればいいんだというような印象も

受けますので、例えば「懲戒処分等を適切に行う」というぐらいに、多分適切にやっているところもあると思いますので、そうした記述のほうが、よりよいかなどというように思いました。

以上、三点でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうからお答えをお願いします。

○金谷企画官 それでは、まず一点目ですが、8ページのところにつきましては、今、委員の御指摘があったとおり、確かに、1パラ目と2パラ目が、内容がかなり重なりますので、なるべくまとめる方向で考えさせていただきたいと思います。

それから、二つ目が、21ページのところでございますが、このところだけ「通報者の承諾なくして」が入っているというのもいかがなものかと思っておりますので、この部分を削る方向で全体を整理させていただきたいと思います。

それから、最後の懲戒処分のところですが、このところも、基本的には、今、国もあるいは自治体も、適切にやっているものだと思っておりますので、今、委員から御指摘いただいたような案で修文をさせていただきたいと思います。

○宇賀座長 川島委員、よろしいでしょうか。

○川島委員 はい。

○宇賀座長 では、島田委員、どうぞ。

○島田委員 何点かありますが、一つは、今回の報告書の中では、通報者の匿名性の確保というのがかなり書かれていて、それはそれで、匿名性の確保というのが通報の奨励につながるということであれば、それは結構なんですけれども、他方で、具体的な調査の段階でかなり、一方では抑制的といいますか、当事者が非常に慎重になり過ぎる危険性もあるだろうと思うので、どこかで、通報者の匿名性を確保しながら、適切な調査を進めるためには、もうちょっとマニュアル化をすとか、何か、その匿名性の確保と、しかし、その中で出てくる問題を現実に解決することとの関係をどこかにちょっと入れておいたほうがいいのかという印象を持ちました。

それともう一つ、そのこととの関連では、「通報者の承諾」というところなんですけど、これは法制度の整備に関わると思うんですが、どの程度の承諾というのをきちんと求めるのかということが重要になるだろうというふうに思います。今、労働関係では、労働者が、どういう場合をもって同意したと言うのかについては、いろいろな議論がありますので、本当に通報者がきちんと同意したかどうかということ、何をもって担保するのかということ、制度の整備の面ではきちんとしておく必要が、この報告書の中でも、あるだろうというふうに思いました。

あと、細かい点なんですけど、外部通報先に、余り議論があったような記憶がないんですが、突然、労働組合というのが出てきていますが、労働組合というのは実は、連合の方がいらっしゃるので御存じだと思いますが、非常に多様な存在であって、

第三者と本当に言えるかどうかということが問題になるような組合もあれば、多様なので、本当にここで労働組合というのを入れるのが適切かどうか、もう少し検討が必要じゃないかと思います。またそのことと関連して、「協議をして」という部分があると思うのですが、見え消しですと9ページですね。⑨の中で、括弧の中で、「社外取締役や監査役などへの通報ルートの整備、労働組合との協議等」と書いてあるんですが、現実には、大企業は労働組合がありますけど、日本の場合、中小企業だと労働組合はほとんど、実際にはないですから、今、労働関係では、労働組合だけではなくて、例えば従業員の過半数代表との意見聴取、協議というのが労働法制でかなり使われていて、それは倒産法制なんかでもそういう使われ方をしているということもありますので、そういう意味では、「労働組合、または従業員の過半数代表等との」とか、書かせていただければよろしいのではないかと。

最後ですが、先ほど川島委員から御発言があった、「懲戒処分の徹底」というのは、確かにちょっと、懲戒処分を徹底するというのは、日本語的にもおかしいような感じがしますので、そこは御提案があったように、少し修正されるのがいいのかなというふうに思いました。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。水尾委員、どうぞ。

○水尾委員 今回の島田委員の御意見とも関連するんですが、修正版の8ページです。前回に、私のほうで意見しました労働組合の問題ですね。⑦の「外部窓口等の活用」という中に入っているんですが、確かに「等」とは入っているんですが、労働組合は外部かなという、そんな違和感を感じるんですね。ですから、これをもし入れるのであれば、8番、9番、あるいは7番、8番というようなところで独立させるべきじゃないかなと。特に外部窓口のところに入れるというのはちょっと、確かに「等」とは入っているんですけども、違和感を感じます。特に社員にとっては、労働組合というのは、自分の立場を保護してくれるという意味で大事なポイントです。

それから、先ほどの従業員過半数代表、これは大変いいことだと思いますので、確かにおっしゃるとおりだと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

串岡委員、どうぞ。

○串岡委員 この報告書案ではないんですけれども、一つお願いしておきたいのは、失業労働者についてなんですけれども、失業労働者も労働者であるということを、是非考慮していただきたいわけです。と申しますのは、2月21日、「クローズアップ現代」で、ある麻酔科医の例が出まして、この検討会の第1回でも、私はこの方について申し上げました。病院を辞めていて、形式的には自主的に辞めた形になっています。しかし実際は辞めざるを得ない立場に追い込まれたのです。仕事も何もない、というような人ですが、これは、当然、公益通報に該当しました。立場がどうであれ、公益通報ですから、それに対処しなければいけないのに、あなたは労働者ではないと

か言われてしまったわけです。

失業労働者も、失業保険とかいうものをもらっておりますとか、それから、就職活動もしなきゃならんわけですから、そういう労働者としての生活状況にあるわけです。これは当然にして失業労働者も労働者の範囲に入れていただくということは必要なわけです。

島田先生がおられますけれども、これ、もし労働法の範疇に、労働者を守る法律として労働法があるわけですが、労働法を、単なる労使関係を律する法律であるというふうにすると、これは狭きに失するわけですので、したがって、失業労働者も労働者に入れていただくということは、当然、配慮していただきたい。次の就職というものを予定していかなければ生活が成り立っていかない立場に置かれますので、その点をひとつお願いしておきたいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。島田委員、どうぞ。

○島田委員 串岡委員のおっしゃっていることは当然で、多分、第3のところ、労働者の範囲の中で議論が予定されていると思います。今おっしゃられたように、失業一般というのではなくて、ある会社を退職されたという方からの通報については、私も、含める方向で考えていいと思います。

実は労働基準監督行政でも、「労働者からの申告」となっている場合の労働者というのはかなり広く見ていて、実際には、退職した後申告している例というのが、実は、むしろそのほうが多いんです。ですので、それと似たような問題が、ここにも多分あるんだろう。それは労働基準行政の中では運用でやっていたわけですが、それをどういう書き方をしているのかというのは、御提案を受けて第3部のほうで検討をされたらいかがかと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 第1、第2の部分については、各委員から出されたいろいろな意見がかなり反映されていて、基本的にはこれでよいのではないかというふうに思っているんですが、26ページの「②「権限を有する行政機関」以外の機関の活用」のところ、「消費者庁が果たすべき役割について、検討を進める」というふうに書いてあります。この部分も非常に重要な部分だと思っております、是非進めていただきたいと思います。他方で、恐らく他省庁との調整等も今後必要になってきて、具体的にどういう形で消費者庁が関われるのかというあたりが、まだはっきりしていないと思うんですね。ですから、この点については、検討を進めた上で、一定の方向性がより具体的に出てきた段階で、この検討会の場で御報告をいただいて、更に議論を詰めていく必要があるかなというふうに思っています。この点についての見通し等は、事務局のほうで何かありますでしょうか。

○加納課長 現時点は特にありません。

○宇賀座長 土田委員、どうぞ。

○土田委員 私も、弁護士委員と同じ危惧を持っていて、行政機関の相談窓口の充実ということで、市町村レベルまできちんと作りなさいという方向性を打ち出されていますが、いわゆる市町村や、各省庁が全部、通報窓口は既に持っているけれどそれが機能しているのかということを検証して、消費者庁が今度設置される相談窓口が現在各省庁の公益通報の窓口と同レベルであるのか、それとも新しくできる消費者庁の相談窓口というのは、もっと他の権限を持った、一步進んだものになるのか、私はすごく注視をしています。今回新しい窓口が、読みようによっては従来と同レベルというような受け取り方をされかねないと思いますので、消費者庁が新しく設置するのであれば、きちんとした何か新しい、この次のワーキングのところで話されるのかもしれないけれども、きちんとした権限、例えば調査・権限というようなことも含めて、是非御検討いただきたいと思います。決して同レベルで、私は、あっていいはずがないというふうに基本的に思っています。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

山口委員、どうぞ。

○山口委員 通報の第三者外部窓口を担当している弁護士という立場で、意見だけ申し上げたいと思います。見え消し版の6ページ、「通報者の匿名性の確保、個人情報保護の徹底」というところですが、これは、第三者の外部窓口を推奨する、これも非常に私は結構かと思うんですが、ただ、やはり、前にも一度申し上げましたけれども、匿名性を確保したからといって、いわゆる通報者の匿名性が必ず、実名がバレないという保障はどこにもないというのが現実です。

ですから、立派なものをお作りになるのは非常に結構ですが、通報者というのは、それまで社内で全く黙っているかということ、そうではなく、あらかじめ社内の同僚、上司、そういった方に相談したけれども何も対応がしてもらえないから通報窓口を活用する、それから、その通報者しか知り得ない情報を通報する、このような経緯で通報があり、実際に調査が行われた場合には、誰が通報したか、ということは多くの場合発覚してしまうということは現実でございますので、その点もちょっとお知りおきいただければと思います。

それと、先ほど升田委員のほうから、最近の京都の事例というのが出ましたけれども、たしか弁護士が5年ほど前に日弁連の懲戒処分を受けた例もございます。ただ、先日の京都の事例も、それから5年前の事例も、決して、その弁護士がうっかりと、なんらの承諾なく情報を流したということではなくて、一応同意は得たけれども、その同意のとり方が問題があったということで、ミスがあったと認定されたものと理解しておりますので、ここにあるように、匿名性の確保に向けた仕組みづくりというものも、やはり人的なトレーニングも含めて、対応していく必要があると思います。

それと、すみません、最後、もう一点だけ。これも、この検討会の中では、通報と、

それからその後の調査、この調査と通報に関する関連性についてはほとんど議論をしてこなかった。これは、前回、升田委員からもこういった御指摘があったかと思うんですけども、まさに、実際に調査まで行くと、いわゆる匿名で受け付けた情報と実名で受け付けた情報では、やはりその後の調査には大きな影響がございます。

例えば、社内処分を行うというケースで、ただ匿名の情報があったということでは、なかなか社内処分まではやりにくいというのが現実なわけですね。実名の通報だからこそ、調査の被対象者も、その情報を重く受けとめるということがあります。現実には、匿名の通報であれば、それは単なるうわさですよという形で軽視される可能性も実際あるわけです。

ですから、そういった調査の部分においても、こういった実名性、匿名性という問題は影響が出るということをお認めいただければなということ、これはあくまでも意見という形で申し上げたいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

それでは、今、皆様からいろいろな御意見をいただきましたので、いただきました御意見について、事務局において、今後の対応を検討するようにお願いいたします。

それでは、続きまして、「第3 通報者保護の要件・効果等」に移りたいと思います。この箇所の修正点の概要についての説明を、資料1を基に、事務局から願います。

○金谷企画官 それでは、「第3 通報者保護の要件・効果」につきまして、同じく修正点を中心に御説明をさせていただきます。資料で申し上げますと、32 ページ以降になります。まず一点目、34 ページのところを御覧いただきたいと思います。通報者の範囲のところですが、「会社役員等」のところのイのところの一番最後ですが、「役員等を通報者の範囲に含めるのであれば、役員等を退任した者についても通報者の範囲に含めるべきであるとの意見があった」を前回の議論を踏まえまして、追記させていただきました。

二点目の36 ページの通報対象事実のところですが、刑事罰が規定されている法令以外の法令違反についても広げるべきではないかとの意見を、前回、書かせていただきました。それに加えて、社会の倫理に反する行為等につきましても意見がありましたので、それを追記させていただいております。

更に進みまして、38 ページのところ。ここは、グループ企業を1号通報の通報先にするべきではないかという議論のところですが、③のところ、前回、「会社間において資本関係があるとしても、その実態は様々であり、一律にグループ会社への通報を1号通報として正当化することは困難であるため、まずはガイドラインにおいて対応することが適当である」と書かせていただきましたが、前回の検討会におきまして、将来的には、一定の要件を課した上で法において対応することも検

討すべき、という御意見をいただきましたので、括弧書きではございますが追記させていただきます。

更にちょっと進んでいただきまして、40 ページのところですが、3号通報のところのイ、検討会における議論の状況のところ、報道機関が、取材源の秘匿を職業上強く求められており、調査報道には慎重な裏付け調査を実施して、情報漏えいや誤報を行わないよう十分に注意を払っているという御意見をいただきましたので、それを追記させていただきます。

更に進んでいただきまして、43 ページのところですが、(8)で、「通報と不利益取扱いとの間の因果関係の推定」について書いています。その②の検討会における議論の最後なのですが、立証責任を転換するに当たっては、立証責任転換の必要性のみならず、合理性、相当性、それから因果関係を推定するに当たって前提となる事実の検討、当事者間の公平も検討する必要があるということで、今後、議論するとしたら、こんな論点があるだろうという御指摘をいただきましたので、そこについても書かせていただきました。

45 ページは、通報を理由とした不利益取扱いに対して刑事罰をもって対応すべきではないかというところですが、「ア 刑事罰」の中ほど、「これに対し」のパラグラフで、「不利益取扱いに関係し得る者は事業者内の多岐に渡るため、刑事罰を負うべき対象や行為を明確にしなければ事業者内の大半の人が刑事罰の対象者になりかねない」という御意見をいただきましたので、それを追記させていただきます。

同じところの一番最後の「また」のパラグラフのところ、**「罰則を定めただけでは不十分であり、労働基準監督官のような司法警察官が必要である」**という御意見もありましたので、それを追記させていただきます。

更に進みまして、48 ページのところ、47 ページから、資料の収集行為につきまして書いておりますが、ここでは**「資料の収集行為は様々であり、それを無視して一律に資料の収集行為を認めるべきではない」**という御意見、それから、**「どのような収集行為であっても、通報をすれば許されるとすれば、社会の規範意識を極めて損なう」**という御意見をいただきましたので、追記させていただきます。

49 ページは、前の 48 ページから、通報に係る情報の保護、通報者の保護について書いています。(2)で①から④まで書かせていただいておりますが、前回の御議論では、ここに**「⑤守秘義務を負う窓口担当者の評価」**がございましたが、要件効果の話ではないだろうというお話がありましたので、ここでは削除いたしまして、前の第1のところの**「民間企業における取組」**のところ、まとめて書かせていただいております。

51 ページは報償金制度について書かせていただいております。ここは、**「少なくとも現時点で導入に向けて検討をする必要はない」**としておりましたが、前回の検討会において、実際に導入されている国における制度の運用条件について注視する

べきであるという御意見をいただきましたので、それを追記させていただきました。

52 ページの「通報者及び職場へのフィードバック」です。これは、先ほど、井手委員から御紹介がありましたとおり、通知の時期に一定の期限を設けるべきであるという御意見をいただいておりますので、それを追記させていただきます。

最後に、54 ページの「おわりに」ですが、このところにつきましても、若干ボリュームを増やしたといいますか、「このため」のパラグラフのところ、やや具体的な記述をさせていただきました。それから、下から二つ目のパラグラフのところ、ワーキング・グループにおいて検討をしていただくのですが、「その結果に基づきまして、改めて本検討会において重ねて検討を加え、本検討会として最終的な報告書を取りまとめる」ということを明記させていただきました。

第3につきましては、以上でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、只今の説明や資料等を基に、「通報者保護の要件・効果等」について御議論をお願いします。

升田委員、どうぞ。

○升田委員 ありがとうございます。途中で、今日、退席するものですから、最初に、申し訳ありませんが、若干コメントをさせていただけたらと思います。

まず最初に、通報者の範囲のところ、34 ページのところなんですけれども、行政に対して通報したけれども、いろいろ、効果は生じなかったといいますか、無視されたというようなことが書いてあるわけなんですけれども、行政の場合には、法律上、監督権限、職務権限が定められている場合が多いわけですね。ですから、それは、公益通報であろうとなかろうと、本来、そこに、何らかの違法行為があれば、当然、通報していいわけで、公益通報であろうとなかろうと、それは受理して、調査し、しかるべき理由があれば処分するかどうかを判断すべきであって、余り公益通報の制度は、あるなしに関わらない記述なんですよね。ですから、そういうことをここで、あたかも公益通報がきちんとなっていないからだめだというふうにはならないだろうと思います。認識として、一度、御検討をいただきたいと思います。

その次の 35 ページかと思うんですけど、会社役員のことから議論されていて、一応、この辺でいろんな意見が書いてあるんですが、もう一つ、この検討会で議論が出てきた、その一つは、役員というのは、本来、機関の内部で不正を監督・是正するというのが職責なわけですね。そういう人が何かやるときに、公益通報でなければいけないというのは、そもそも、本来、職責を無視した議論であるわけで、機関として、積極的な義務、あるいは職責を負っているわけですから、それもやはり記述していただいたほうが公平かなと思うわけでありませう。

それから、39 ページですけれども、これは、通報先に、1号通報のところ、先ほど若干御紹介いただいたんですが、親子会社、グループ会社のあり方は様々とい

うことなんですけど、実際は、実情が様々であって、あり方だけではちょっと議論ができないのかなという気がいたします。非常に細かいことではありますけれども。

それから、40 ページなんですけれども、これは何の問題かといいますと、通報先のところなんですけれども、見え消し版の。私、この検討会で、慎重に検討すべきであるということ、たしか言葉どおり言ったわけですが、その意味は、不要であるとか、反対であるという趣旨で申し上げていまして、慎重に検討すべきで、検討の結果、採用するのが妥当だというふうに言ったつもりはなくて、性格的に非常に控え目なものですから、そういう具合に申し上げただけということで、一度、御検討いただきたいと思います。

それから、42 ページのところですが、これは、通報先の第三者通報ですけれども、井手委員がおられるところでこういうことを申し上げてあれなんですけれども、報道被害というのは相当あって、裁判例もたくさんありますし、事案によっては数百件に及ぶ訴訟が提起されて、最高裁まで行ったという事件もあり、第三者通報で、マスコミに対して通報されたからといって、後日、それが虚偽であるというような場合に、あるいは真実でないというような場合には、やはり相当な弊害が生じるというような、これは、従来、実情を知っている者にとっては当然の認識だろうと思っておりますので、一方的に、これでいいという具合にはなかなか言えないのではないかなという気がいたします。

それから、45 ページですけれども、これは、「通報と不利益取扱いとの間の因果関係」のところにありますけれども、これは先ほども御紹介ありましたが、40 ページになっているのかもしれませんが、公平性も検討する必要があるという具合に意見を言ったということになって、それはそのとおりなんですけど、その趣旨は、「であり不要である」ということですね、それが正しい表現でありまして、非常に細かいことではありますけど、そのようにしていただけたらと思います。

それから、同じく似たようなことがあってあれなんですけど、資料の収集行為を理由とした云々というところで、懸念を示す意見もあるということなんですけど、これは反対であるということでありました。誠に申し訳ありませんが、そういう具合にしたいきたいと思います。

それから、先ほど議論にありました最後の 51 ページあたりの守秘義務の点なんですけれども、これは現在、例えば公務員の場合とか、弁護士の場合には、取り扱った情報について秘密に該当するものについては、法律上守秘義務が負わされているわけですね。そうでない方も従来からこういう業務を取り扱われた場合には、倫理上は、あるいは職制上は秘密にすべきだろうということはあると思うんですが、片方で、法律上義務を負わされて、片方では負わされていないというのでは、やはりそこはバランスを欠くということもありますので、守秘義務の統一といいますか、という観点からも一度やはり御検討いただいたほうがいいのではないかな。

先ほど議論にありましたように、確かに承諾したのか同意したのか、後でトラブルになるということ等々も予想されて、現実にはそういう事件があるとすれば、もう少し、やはりこの公益通報独自の制度として、やっぱり検討していいのではないかと思いますし、それから、先ほど御紹介がありましたように、調査の過程では、おのずと浮かんでくるような場合があるわけですが、守秘義務の場合には、知っているだけではなくて、知り得たという要件が従来から採用されているとすれば、調査の過程で知り得たということが想定される場合には、守秘義務違反になるのかという非常に細かい法律家的な分析で恐縮なんですけれども、そういったことも想定されるものですから、やはりもうちょっときめ細かく検討していいのかなという気がいたします。

それから、最後のほうになりますけれども、通報を促進するための通報者に対するインセンティブです。リニエンシーについてでありますけれども、減免すべきとの意見も示された、の後に、括弧して「もともと」ということですね、ここに要約していただいているんですけれども、前提として申し上げたのは、目的や手段を正当化しないというようなこと等々、民事・刑事の責任について反対である、免責について反対であるということと、それから、他にいろいろ従来から国の法律制定に当たって、こういう問題は議論されてきているわけで、それは全て採用されていないという経緯があるわけですね。

ですから、他の同様の問題についてそういう免責を認めていないということは、やはりこれは重要な立法事実として、やはり当然考慮すべきだと思いますので、それは記載していただきたいと思います。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございました。

井手委員、どうぞ。

○井手委員 私は、この報告書の第3の部分と、それから「おわりに」の部分は、前回の検討会で提示された案よりかなりボリュームをアップされたうえ、質の面での充実も図っていただいておりますので、細部のことは別として、概ね評価しています。

なぜ評価するのかという一番大きなポイントは、これまでの検討会での法改正に向けた前向きな議論が報告書にきちんと反映されているからです。私は、この検討会の委員に臨むに当たって、結論がどうなるか、絶対に比較されると念頭にあったのは、内閣府の消費者委員会に於いて設置され、島田委員が座長をされていた公益通報者保護専門調査会です。最初から、この専門調査会の話をするのはいかがかと考え、控えておりましたが、第1次報告書の最後の検討の場になりましたので、話をさせていただきます。

公益通報者保護法は附則第2条で、「政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定め、内閣府国民生活局企画課編の逐条解説では、附則第2条に

ついて、「本法の見直し等必要な措置について規定するものである」と、されています。この附則第2条に基づいて、施行後五年を目途とした法の見直し等の必要な措置について検討するために設置されたのが、専門調査会です。法の見直しについての検討項目も具体的でした。法制定時の衆院内閣委員会と参院内閣委員会の附帯決議で、附則第2条に基づき行う法の見直し等は、これについて再検討するよう挙げられていた通報者の範囲、通報対象事実の範囲、外部通報の要件、外部通報先の範囲の4項目を中心に検討されました。

座長を務められた島田先生の前で、私が専門調査会の経緯を偉そうに言って申し訳ないんですけども、大変御苦勞があった専門調査会だったと思います。

専門調査会の委員は、報道機関の代表も入って、計14人、人数はこの検討会と同じ14人でした。では、結論はどうだったのかといたら、ここに資料を持ってきたのですが、「本専門調査会の審議の結果、法の具体的課題については、大方が一致する結論には至らなかった」ということでした。すなわち、「現行法を改正すべきとの意見と、このままでよい、また変更にも慎重すべきとの意見の両論があり、一致に至らなかった」とあり、また、「現行にはない新たな制度や効果の提案がなされたが、その対応の適否や具体的な詳細な検討にまで立ち入らなかった」というところで終わっているわけです。

したがって、法改正に踏み出すことはなく、法改正には至らない施策が行われただけでした。私は、第1回から、内閣府消費者委員会の専門調査会と比べて、特に法改正に関する議論が、この検討会ではどうなっていくのか、その点を注視しながら発言してきましたが、第10回をようやく終える段階になって、全体を見ますと、やはり法改正に向けていろんなことを検討していただきたいという意見が非常に多かったのではないのか、その議論の方向性が第1次報告書に反映されたのだと見ております。もちろん升田委員の反対という御意見は十分、承知しておりますので、第1次報告書には、是非書いていただきたい、逆に書いていただくのが、フェアなやり方だと思っています。

ただ、やはり、全体を見ますと、法改正を支持する意見が多数であったことは疑いようがないというのが私の結論です。更に法改正について、一歩進めてワーキング・グループで十分な検討をして、またこちらの全体の検討会の場に戻していただいて、更に法改正に向けた具体的な提言ができるのではないかということで、そうなれば、明らかに5年前の専門調査会の結論とは違うと考えています。私が委員の立場を離れて、新聞記者の立場でこの第1次報告書について解説記事を書くならば、こういうポイントを強調して書くだらうと思っているわけです。

そういう意味では、ここまで来たというのは、すごく意義深かったということで評価しています。

ただ、これは、法改正ということになると、明らかにまだ2合目程度なんですね。

もちろん、ワーキング・グループでの議論を制約するものではありませんが、ワーキング・グループで法改正への論点整理がつかないまま、もう一回、検討会の場に戻ってきて、やっぱり両論併記の最終報告書を出すということになれば、これは、五年前の公益通報者保護専門調査会の結論と一緒にになってしまいます。むしろこれからが重要で、一層、白熱した審議になるであろうと推測していきまして、私自身は検討会の委員として責任の重さを改めて痛感しているところです。

それから、前回、土田委員から、「消費者庁さんの覚悟」という言葉が出たと思います。消費者庁の果たすべき役割という中での御発言でしたけれど、他省庁や地方自治体との権限の調整もそうですし、抜本的な法改正となると、これは検討会の責任でもあります。一番大事なのは消費者庁さんの覚悟だと思うのです。一つの法律を反対の議論もある中で進めていくというのは、大きなことです。現状の問題点と法制度上の課題をどう織りなしていったらいい、きちんと国会に通るもの、更に言えば、国民にも受け入れられるもの、国民から応援されるものに作り上げていくというのは、所管官庁の覚悟が前提になりますし、また、そういう覚悟を求めていきたいと考えています。

そういう意味で、消費者庁さんはこれからが大変だ、本番を迎えるのだと思いますけれども、私は私で、最終報告書に向け、もう一回、この検討会の場に議論が戻ってきたときに白熱した審議をさせていただいて、法改正に向け、何とか最良の結論を得るようにしていきたいと思っております。

本当に島田先生の専門調査会座長としての御苦勞というのはいかばかりかであったかと拝察しておりますので、それも含めて、今後、最終報告書に向けた私の思いを申し上げておきます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

串岡委員、どうぞ。

○串岡委員 是非今度、国会のほうで議論をされるようでありまして、私は一応これで、この今回の発言で一応終了だと思っているので、是非これは最後に申し上げておきたいんです。この公益通報者保護法におけるメディアの果たす重要性というものは非常に忘れられていると考えています。これは今、升田委員から言われましたんですけど、メディアも間違っているわけですし、そういう事例で大きく叩かれている部分がありますし、行政も名前を漏らしてしまったときもあるし、会社はもっと大きな事案で国民に迷惑をかけているということが多くあります。

私は、まず最初からこれを申し上げていたのは、この公益通報者保護法の審議をしたときに申し上げていたのは、この法、公益通報者保護法には、内部告発者とそのメディアの人の意見が全く反映されていないということなんです。

当時 2002 年ぐらいからこの法律が審議されて、2004 年に成立しまして、2006 年から施行されたわけですけども、当時メディアの人にちょっと苦言を呈しておきたいということもあるんですけども、これメディアへの通報が難しくなったと内

部告発者、あるいは外部通報が非常に難しくなったということをおっしゃって、何か他人事のように言っておられた。内部告発者にとっては、メディアが最も信頼できる通報先です。これは取材源の秘匿ではありません。報復を受けないということがあります。絶対に報復をしません。ただ、通報内容が不自然であれば、報道まで行かないし、記者が取材をしても十分な証拠が集まらなければ報道はできないわけです。ですから、それが忘れられてしまっているわけです。

もし虚偽であったらということで議論をいたします。これは極論でありまして、新聞社も真実を、社会の公器でありますから、報道しなきゃならんものは報道しなきゃならんわけです。だから、それによって、企業の業績とか、企業が倒産に至ることももちろんありましようし、現にこういうこと、名前を申し上げている、今は非常に模範的なことをやっておられる日本ハムさんあたりも、あと1年持ちこたえられるかどうかというようなことをヒアリングの場で言っているわけでありまして、やっぱりメディアの重要性というのは物すごく大きいと思う。

つまり、どういうことを申し上げるかといいますと、不祥事や違法行為が国民や消費者あるいは国家の法律を破る、それに知らされないということになりますと、これはゆゆしき事態になってくるわけです。

現に、僕は問題だと思うのは、やっぱり過去にこの法律を作った人自身が、わずか2年後に、この前と同じことを申し上げますけれども、永谷国民生活局長あたりが、もうこれで経済社会がぎくしゃくするようなら、施行の3年後には、もう法律をなくしてもいいとまで現に言っているわけですが、その成立してから2年後にいろんな不祥事が出て、これはもうなくすなんていう問題じゃないと、新たに外部通報の問題が当然審議されるだろうということをもう2008年ぐらいに言っているわけです。

ですから、この前、6回に私が出させていただきます、アメリカの政府説明責任を求める会について「公益通報者保護法がどのような法であるべきかについて」、これを資料として出させていただきます。

現にその一つに、言論の保護に抜け穴があってはならないということを紹介したわけですね。告発が法的に受け入れられる方法で行われるなら、言論の自由はどのような内容でも適用すべきであるということが言えると思います。

労働者も当然こういう思想の自由とか、良心の自由、宗教の自由、学問の自由というものを持っているわけです。憲法の19条とか20条、23条がそうですし、一般市民と同じようにこの選挙権を持っているわけで、憲法の15条、16条、財産権の担い手としての憲法29条なども持っているわけでありまして、こういう言論の自由に抜け穴があるような形でメディアの通報を厳しくするはずはない。

恐らく、この法律法案の審議があったとき、メディアの人が入っていたら、私がメディアの人間であるならとても承服しかねるようなことを、これほどの権利、国民に

保障された権利をないがしろにするようなことを決めることがどこにあるのかということを思っているわけです。

それから、もう一つ申し上げましたのは、このアメリカのほうで内部告発者保護法は、ほかの法のかわりでなく、追加したものであると。内部告発者保護法の成立された立法府は、例えば、民法の権利や現存する憲法にかわるものでも、取り消すものでもないことを詳細に明確にしなければならないと、それでなければ大きな後退になる危険を冒すということを言っています。

この法律は、完全に大きな後退になってしまっている。誰も内部告発者は守られているというふうに、60%は守られていますけど、それはやはり労働基準監督、そして個人の権利というようなものまで広義の意味で言っている公益、国民の利益、国民の犠牲とか、そういう消費者の利益を守るというものでは僕はないと思わざるを得ないわけです。

ですから、当然に大きな後退になってしまっていると、この法律は。だから、確実に改正をしなければならない。

そして、私はまたこの公益通報者保護法の施行する1週間前にもうこの公益通報者は改正しなければならないということを常々申し上げてきましたので、そういう決意は強く持っていたきたいと思っております。

○宇賀座長 ありがとうございます。

拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 先ほど升田委員のほうから、いろんな論点について明確に反対であるというふうなお話がありました。これ自体は、一人の委員の意見として正確に記載をしていく必要があるんだろうというふうに思っています。

ただ、このワーキングで更に詰めた議論をすることになるというふうに思うんですけども、重要なのは、検討会なりワーキングの中で反対意見があったことそのものが大事だということではなくて、それに拘泥すべきものではないと思います。そうではなくて、反対の理由がすごく大事だと思うんですね。

ですから、ワーキングなりの議論の中でも、なぜ反対なのかというところには、きちんと耳を傾けて、それに応えられるような詰めた議論をして、より練った方向性なり結論を出していく必要があるんだろうというふうに思います。逆に、一人の委員が反対しているという事実それだけで先に進めないと、それはやっぱりおかしいと思うんですね。

ですから、反対意見は反対意見として尊重しつつ、やはりその先に進めていくというのが基本的な検討会での大きな方向性だというふうに思っています。それは先ほど串岡委員がおっしゃられたような、やはり今の法律では、公益通報者はきちんと救済し切れていない、そういう事実については、基本的な認識がこの検討会の中でできて、それに対して、具体的にどういうことを変えていかなければいけないのかという

議論をしてきたはずで。

ワーキングの中でもそこをまた詰めるということですから、反対意見は反対意見として非常に重要な示唆をいただきながら、実際により実効性のあるような制度をどうやったら作れるのかという知恵を絞って、粘り強く議論していくということだろうというふうに思いますので、そこはまた升田委員のほうにもお付合いいただいて、忌憚のない意見を出していただいて、先に進む議論を是非消費者庁のほうも頑張っていたきたいというふうに思います。

○宇賀座長 ありがとうございました。

光前委員、どうぞ。

○光前委員 そういったところでは、拝師委員と同じで、私たち完璧な制度を目指しているわけではなくて、今より、よりましな制度、一步でも二歩でもましな制度はどんなものかということを検討しているわけなので、そういう視点から、この会議は今後とも続けていきたいと思っております。特にワーキング・グループでは、そういう意識でやっていきたいと思っております。

それから、ちょっと報告書の書きぶりの点で、疑問な点を言わせていただきます。

一つは、ページで言いますと、とけこみのほうの 34 ページの退職者のくだりですが、これは公益通報者の範囲に退職者を含めるかどうかという検討のところとも関係してくるんですけども、このウのところ、今後、退職者に対してどのような特有の不利益措置が考えられるのか、また、それに対してどのような法的保護を与えるべきか、具体的な検討をしていくと書いてあるんですけども、現在の公益通報者保護法も第 5 条で通報時には従業員だったんだけど、通報した後に退職した場合に対して、退職者に対する不利益が加えられる場合を想定した規定を置いています。

退職者に対して不利益をしてはいけないという条文が第 5 条で既に規定してあるので、どのような不利益措置が考えられるのかということではなくて、退職者に対する不利益措置の具体化ということが必要になると感じております。

それは 43 ページも同じで、44 ページになるのかな、同じようなことが書いてあるんですけども、それから、あと 46 ページのところでも、現行法が予定していない不利益措置からの保護ということで、施行から 10 年経って、いろいろ退職者とか、いわゆる労働者でない方に対する不利益の具体例があったわけなんですけど、こういうものについても現行法が予定していない不利益なのではなくて、先ほど言ったとおり、現行法でも退職者に対する不利益というのは予定していて、一切の制限を設けずに不利益はしてはいけないという条文を 5 条に設けているわけですから、現行法を前提にした場合、ここでやるべきことというのは、法律を制定した当時には、抽象的に不利益ということしか書いていなかったものを、どこまで具体化できるか、それを法文で具体化するか、あるいはガイドラインで具体化するかは別として、それをもっと具体的に検討していく必要があるのではないかと思います。

それから、あともう一つ、今すぐ議論になった主観的要件のところですけども、これは43ページですか。これは先ほどの升田委員の議論とも関係してくるわけですが、実際のこの10年間で問題になった主観的要件ということに関しては、不正の目的がないことという、この不正の目的とは何ぞやということが裁判でいろいろ議論になったわけですね。

例えば、よく言われるのが、例えば職務怠慢というか、勤怠で解雇されたような人が、その解雇を何とか争うために、全く関係ない会社の不正事実を挙げて公益通報するということがあって、それは公益通報が濫用されているということでよく言われるわけですね。

要するに、公益通報としては正当かもしれないけれども、それと全く関係ない私的な利益を目的としてやる通報は不正の目的なんだということで、裁判所は救済しない例があるわけですが、そういう場合だけが不正の目的なのか、あるいはさっき言ったリニエンシーを獲得することを目的として通報することも不正の目的に入るかとか、いろいろな議論があるわけです。

ですから、今回の検討委員会では、この不正の目的ということについての具体的な内容を少し吟味したほうがいいと思うので、そこについての検討が必要だということを一言入れていただければと思っております。以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

升田委員、どうぞ。

○升田委員 専門家会議のことについて、悔い改めろという御意見をいただいたわけですけども、これは前回も問題になりましたけれども、中立的な立場から議論すべきであって、特定の個人がとか、あるいは一人がどうのこうのなどといった瑣末なことで議論はしたくないと思っているわけですね。

やはりこれだけの法律制度ですし、もうちょっと広く法律制度、あるいは更に社会全体とか、国家のあり方とか、一つそういう気持ちを持っていただいて議論すべきであって、誰それがどうのこうの言ったというようなことで議論が進まぬというのは、それはおかしいということをはっきり申し上げておきます。

こんなことで時間をとりたくはないんですけども、そういうことで、せっかく設けられる議論が空転するおそれもあるものですから、やはり今、光前委員からもお話がありましたように、いろいろ解釈上とか、実務の運用上とか、非常に細かい議論があるわけで、場合によっては、そういうのを類型化、ないしいろいろやった上で、もっと詰めた議論を是非お願いしたいと。

その結果、どういう報告書になるのか分かりませんが、それを参考資料としてまた議論いただければというのが私の希望であります。

○宇賀座長 ありがとうございます。

川島委員、どうぞ。

○川島委員 ありがとうございます。このとけこみ版を用いて五点ほど確認も含めて発言をさせていただきます。

まず 36 ページ目の (2) の②の 1 行目から 2 行目です。社内規程に反する行為、社会の倫理に反する行為等の法令違反についてですが、これは前回、私が発言したことを踏まえて記述いただいたのではないかと思います。ただし、その場で御確認したのは、論点の一つに社内規程に反する行為、社内倫理に反する行為等の法令違反についてどう考えるのかといった記述があったので、それに触れる必要があるのではないかという趣旨であります。

申し上げたいのは、実は、私はこの社内規程に反する行為、倫理に反する行為については、一律的に保護をする、そこまで対象を広げるべきではないという考えでありまして、実は、そうした考えからしますと、この記述内容というのは、ちょっと幅広いなというふうに思いました。

そこで、仮にこの論点について、そもそもこの検討委員会では、ほとんど議論にならなかったということであれば、削除されるなり、あるいは先ほど申し上げました、一律に広げるべきではないという意見もあったと、そういったような記述にしていたければありがたいと思います。

それと、二点目は、42 ページ目の (7) の②についてであります。

第 2 段落目の「他方、」以降にあります、削除すべきではないとの意見につきまして、これは前回発言した内容を踏まえて記述いただいたというように思います。ただ、少々厳密に申し上げますと、不正の目的というのは非常に幅広いものでありまして、前回申し上げましたのは、明らかに不正の目的であるといったものを公益通報として扱うことには違和感を持つというものです。差し支えなければ、「明らかに不正の目的による通報を」といったような言葉にさせていただくと、仮にこれが私の発言を踏まえたものであれば、よりありがたいと思います。

そして、次のページの 43 ページ目の③、三点目についてであります。

ここの文章を拝見しますと、削除すべきとの意見が示されたところであるが、現行の法体系と整合し得るかについて検討すべきであるといった記述になっています。

少々言葉足らずのような気がいたしまして、削除すべきとの意見が示されたところであるけれども、その前に、幾つか検討する課題があるので、それについて検討する必要がある、その上で、削除するか判断すべきである、といったようなことなのではないかと思いましたので、言葉を補っていただけたらというふうに思います。

四点目は、その下の②の検討会における議論の状況についてであります。

ここの 6 行目のところで、立証責任の転換について追加をいただいています。これも前回の発言を踏まえてのことだと思いますが、実はここにある「立証責任の転換」という言葉が、いきなりここに出てくるので、唐突感があるのではないかというように思いました。

前回、不利益取扱いを行った者が、公益通報以外の正当な理由によってその扱いを行ったことの証明責任を負うこととするといったようなことも検討いただきたいという発言をさせていただきました。

今申し上げたような立証責任の転換という内容を、例えば、ここの段落の第3段落の「一方」の前に入れていただくなどいたしますと、立証責任の転換についてより読んでいただく方に理解が深まるのではないかと思います。

最後、五点目は、44 ページ目についてです。

ここは②の一番最後の部分になりますが、「違反行為の効力についても、明確に定めるべきとの意見もあった。」ということで、余り意見がなかったような記述になっておりまして、実際そうであったのかも思います。ただし、不利益取扱いの内容を明らかにするべきだということについては意見の一致が見られていますので、仮にこの違反行為の効力、すなわち通報を理由とする不利益取扱いの無効についても、今は解雇無効というものしか書いてありませんので、明記することについて、特段、皆さん御異論がなければ、これらについても今後検討する、検討を進めるべきだといった扱いにさせていただけたらと思います。

具体的には、③の2行目、3行目のところがそこに該当するところではありますが、「引き続き検討すべき」とありますが、「あわせて検討すべき」といったようなより踏み込んだ記述について御検討いただけたらと思います。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかよろしいでしょうか。串岡委員、どうぞ。

○串岡委員 もう一つ申し上げたいと思うんです。よく法律を作るときに、この前も HIV 患者の例を申し上げて、その公益通報者保護法を内部通報者を守る法律を最も熱心だったのは、その方の親だと言っておりました。法の整合性ということを非常に言っておられましたことをちょっと申し上げます。

これは労働法の見地という理由から法の整合性というものを考えますと、何で労働法ができたというのは島田委員がよく御存じのことなんですけれども、これは実はこういうことを言っています。

労働法の特異性ということをおっしゃってございまして、私法と公法の交差ないし混合性格的なものとしてと、物すごく特異性があるわけですね。民法とか、商法とか、会社法とは異なった特徴があります。それは例えば刑法と民法というものの論理も全く違うというようなことを我々は植松さんから教えてもらったわけなんですけれども、それと同じように、この特異性、労働法としての従来の市民法秩序における商法規とは異なった特異性をして示しているわけですから、そこにこそ労働法の特徴があるんだということが言えると思いますので、整合性というのは、初めからまず別であるということを考えて、新しい労働法というのができたときは、そういうことだ

ったと思います。

一つ二つの危険があるわけです。これは両方とも極端でありまして、そういうことから申しますと、この依然として伝統的な市民法的原理に執着しまして、その原理の形式的な適用のもとに労働法の特異性を見失うという危険があります。

もう一つは、労働法の特異性を誇張して、市民法からの遊離を来す危険性も両方あるわけです。私が見るところ、一体これは現在の公益通報者保護法というのは、どっちのほうにとるべきかということから言えば、労働法の特異性を誇張して市民法からの遊離を来している危険性は私はないんじゃないかと思うんです。

むしろ、これを民事ルールにしてしまったということが、労働者を守れない、労働基準法が厳しい罰則をつけている、労働基準監督に司法警察官の役割を担わせて守らせて、しかも、前も申し上げましたように、両罰規定まで設けているし、刑法から持ってきている特別法的な規定もあるわけでありまして。そういう意味で言えば、整合性ということだけを追求いたしますと、この労働法で守られる公益通報者保護というのは、このままの民事ルールになってしまうんじゃないかということをお私に非常に懸念しております。

そういうことから申しまして、是非ともこういう点を配慮していただきながら、この公益通報者保護法をしっかりと守られるようなものにしていただきたいというふうに思っています。

○宇賀座長 ありがとうございます。

北城委員、どうぞ。

○北城委員 34 ページぐらいのところだと思うのですが、退職者を公益通報者に含めるべきかということで、先ほど、串岡委員から、退職者も公益通報者に含めるべきであると言われました。退職した後、再就職等において不利にならないような配慮が必要だということで、現在の書きぶりは、具体的に検討し、その上で退職者を公益通報者に含めるか判断すべきであると書いてありますが、どちらかという、含めないこともあるような文章ですが、基本的には、退職者を公益通報に含める方向で検討していただきたいということです。

○宇賀座長 ありがとうございます。

光前委員、どうぞ。

○光前委員 ちょっと一点言い忘れてしまったんですけど、行政通報の関係で、消費者庁がもう一歩前に踏み出すという御意向を示していただいていることについて大変感謝したいと思うんですが、その点に関して、どういう形で消費者庁が今後関与できるかということに関して、韓国の国民権益委員会がどういうことをやっているかということを一度実調査をしていただくと、できること、できないことというのは、具体的に見えてくると思うので、是非とも近い将来というか、一度韓国を訪問していただいて、権益委員会とのディスカッションをしていただければと思います。韓国は非常に

近いです。高松よりよほど近いと思うので、是非一度見ていただきたいと思います。
どうぞよろしくをお願いします。

○加納課長 徳島です。

○光前委員 徳島より近いと思うので。

○宇賀座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。
島田委員、どうぞ。

○島田委員 先ほどあった表現だけなんですけれども、細かいところなんですけど、違法行為の効力という表現が、先ほども川島委員の御指摘の中にもあったんですが、ちょっと多分それは懲戒処分とかについて解雇と同じように無効というふうに明文化するかとかという趣旨だと思うんです。この委員会に出ている方は理解できるのですが、ちょっと外から見ると、違法行為の効力についても明記すべきであると言われても、何の違法行為について明記するのがよく分からないので、そういう違法な不利益取扱い処分に対する制裁について効力を明記するとか、ちょっと今余り適切な表現は浮かばないんですが、書きかえたほうがいいかなという細かいところで。

○宇賀座長 ありがとうございます。
川島委員、どうぞ。

○川島委員 島田先生の御指摘ありがとうございます。実は、私が腹案として考えておりましたのが、44 ページ目の下の2行。ちょうど括弧書きで、「通報を理由とする不利益取扱い」というのがこの法に違反する行為の説明書きとしてあるんですけれども、説明書きをここに入れるのではなくて、この括弧内を「通報を理由とする不利益取扱いの無効」といたしまして、その括弧を後にあります「効力」の後ろに入れていただきますと、文章としては、「法に違反する行為の効力（通報を理由とする不利益取扱いの無効）」ということで、より分かりやすくなるかなと思いました。

もう細部はお任せいたしますので、そうした工夫についても、意見として申し上げておきます。

○宇賀座長 ありがとうございます。ほかよろしいでしょうか。

活発な御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

前回、それから今回での議論によって、委員の皆様のご意見が、かなりの部分、集約できたものと存じますけれども、更に御意見がございましたら、是非明日までに事務局にお寄せいただきたいと存じます。

第1次報告書の取りまとめにつきましては、本日各委員からいただきました御意見を踏まえて事務局に修正をしていただき、私のほうで最終確認をさせていただきたいと思いますので、後は座長に一任していただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○宇賀座長 ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

さて、第1次報告書の取りまとめ後につきましては、前回、法律面における専門的議論を深めるためのワーキング・グループの設置が事務局から提案されましたが、事務局には、当該ワーキング・グループの運営要領案をまとめてもらっていますので、これにつきまして説明を事務局からお願いします。

○金谷企画官 それでは、ワーキング・グループ運営要領案を御説明させていただきます。資料2でございます。

1から7まで書かせていただいておりますが、1のところでは今回の検討会の第1次報告書を踏まえ、法律的・専門的な観点から更に検討を加えるため、本検討会の下にワーキング・グループを設置するということを書かせていただいております。

2ですが、構成員につきましては、検討会の座長、宇賀先生のほうから指名していただくということで考えております。ワーキング・グループには、議長を置きまして、議長はワーキング・グループ構成員の互選により選任したいと考えております。

3です。ワーキング・グループにつきましては、原則として本検討会と同じで公開させていただきたいと思っております。また、配布資料と議事要旨につきましても、原則として公表させていただきたいと思っております。ただし、個人情報ですとか、個別の企業の事例ですとか、そうした情報に関するものを取り扱うことも十分に考えられますので、そうした場合には、非公開、非公表にすることも考えさせていただきたいと思っております。

4番目、ワーキング・グループの撮影、中継及び録音は本検討会と同様不可とさせていただきます。ただし、会議の冒頭におきまして、全体の風景を撮影する場合につきましては、これも現在と同じで可ということにしたいと思っております。

5番目ですが、本検討会の委員につきましては、ワーキング・グループにオブザーバーとして参加していただくことができるということにしたいと思っております。

6番目ですが、ワーキング・グループの検討状況につきましては、随時、検討会に報告し、検討会の委員は、検討状況に関し意見を述べるということにさせていただきたいと思っております。

その他、要領に定めるもののほか、ワーキング・グループの運営につきましては、議長が定めるところによるということにしております。

もう1枚のほう、「公益通報者保護の実効性の向上に関する検討会」WG（案）の概要ですが、概要につきましては、今申し上げたとおりでございます。右表の「2 委員」ですが、先ほど運営要領で申し上げましたとおり、本検討会のメンバーのうち、法律的・専門的な観点から検討するということと考えますと、このようなメンバーになるのかなということで、とりあえず書かせていただいておりますが、また後ほど正式には座長のほうから指名をしていただきたいと思います。と存じます。

※のところですが、以上の他にも、刑法や会社法等の専門家を招聘することも考え

ています。これは本日も御議論いろいろいただきましたけれども、例えば、刑事罰を導入するに当たっては、当然刑法の専門家の御知見が必要であろう、あるいは役員を公益通報者の範囲に含めるのであれば、やはり会社法との関係もございまして、会社法の専門家が必要だろうということで、こうしたメンバーを更に追加したいと考えています。

それから、「3 スケジュール(案)」でございますが、平成28年春頃から、できれば来月から月1回か2回程度を目途に開催していきたいと考えているということでございます。

とりあえず、以上でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、只今の説明資料等を基に、ワーキング・グループの設置・運営等について御議論をお願いします。

井手委員、どうぞ。

○井手委員 前回の検討会で、ワーキング・グループの設置について、私、はい、そうすかとは簡単に同意できませんという意見を申し上げました。その立場から、意見を申し上げさせていただきます。

前は、ワーキング・グループの立て付けがよく分からなくて、特に、検討会とワーキング・グループとの関係が何も明らかにされていませんでしたので、あのような意見を申し上げました。大変失礼なことを申し上げたんですけれども、今回は、その意見を受けて、細かく7項目の運営要領を作ってください、特に5項目目、6項目目で、検討会との関係もはっきりお示しいただきました。また、前は、ワーキング・グループの委員の人選も深く承知していなかったんですけれども、私が考えたベストメンバーの方が選ばれる感じで案を示していただいたということで、ワーキング・グループの設置に同意をいたします。

その上で、何点か要望を申し上げさせていただきたく存じます。できれば、升田先生がいらっしゃったときに申し上げたかったんですけれども、お席を立たれた後で、やむを得ません。個人の名前を挙げて恐縮なんですけど、第一点目は、宇賀先生の件でございます。宇賀先生は座長として今回まで御自分の意見を出されずに、議論をまとめることに徹せられてきて、私は大変、感謝しているんですけれども、このワーキング・グループでは、是非、宇賀先生の御専門の御意見を開陳していただきたいということです。

と申しますのは、やはり公益通報者保護法の専門家としては、内閣府の専門調査会の座長をお務めになった島田先生、それからもちろん升田先生、そしてやはり宇賀先生がその代表の方々だと認識しています。日本の頭脳をこれからの専門的な議論に是非使っていただきたいという趣旨で、宇賀先生がワーキング・グループでどんなお立場になるのか、議長をお務めになるのか、そうでないのか、分かりませんが

どなたが議長になっても、宇賀先生御自身の見解、特に法的な関わりを踏まえた上での御意見を余すところなく、おっしゃっていただきたいというのが一点目でございます。

それから、これも、お名前を出して申し訳ありません。この第1次報告書案をめぐって、何度か、消費者庁さんとお話をさせていただく中で、新たな法改正を進めていくのであれば、升田先生にうんと言っていたかかないと、升田先生が納得される法改正案でない、その次の場にはなかなか行けないということを消費者庁さんから伺いました。私も、そのとおりだと思います。過去の検討会の場で、私が書いた記事を配布したことがありました。この検討会の委員になる前に、升田先生に取材をさせていただいて、公益通報者保護制度について書いた記事でした。実は、その取材では、公益通報の専門家を別に2人ピックアップしまして、升田先生を含め3人にトライしたんですけれども、升田先生から素晴らしい意見をいただいて、新聞に掲載させていただきました。それから、昨今の新聞で、升田先生が私の大学の5年先輩だったことを知り、公益通報者保護制度を前進させるための立場からだったとはいえ、先輩にいつも盾突くような意見ばかり申し上げているのではないかと恐縮しています。私とは正反対の升田先生の御意見も公益通報者保護制度をより良くしたいという立場からのものであろうとも思っておりますので、まさに升田先生に納得していただかないような議論であれば、国会の場に法改正案を持っていっても難しいだろうというのは一面の真実だと思います。

ただ、私はこの場で強調して申し上げたいのは、法改正に向けた今後の議論を進めていただく中で、もう一人、うんと言っていたかかないと、この法改正は意味がないという人物が、この委員の方々の中にいらっしゃいます。それはどなたかという、串岡委員です。

串岡委員は、皆さん御承知のように、地元の運送会社に勤務されていた20代の頃にトラック運送業者50数社にわたるカルテルを告発されたわけです。御自分で最初、事務所に来られた最高幹部の方に不当に高額な運賃について直訴して是正してほしいと要請されました。ところが、最高幹部からは、これは役員会で決まったことなんだ、と拒絶され、全く無視されてしまいます。1970年代のことです。まだ内部告発ということ自体、その意義が日本社会の中で理解されていない時代の話です。串岡委員は良心の訴えをそのまま眠らせることができず、結局、カルテルについて、新聞社と行政機関に通報されました。今、トラックの運送運賃が特に東海道路線で適正な運賃になっているのは、串岡委員がサラリーマン人生を棒に振られたおかげだと、私は思っております。

というのは、内部告発後、串岡委員はどうなられたかという、会社の中であまりにも悲惨な立場に追いやられます。串岡委員は、東京の私立大学の法学部を卒業されて、入社した運送会社では幹部候補生でした。会社の幹部になるべき方だったんです。

ところが、そのまま定年まで、平社員のような立場で据え置かれて、給料は大学新卒並みで三十数年間、続けられました。与えられた仕事というのは、草むしりであるとか、雪かきであるとか、布団の整理であるとか、これはもう閑職です。ようやく最後、定年前に損害賠償請求訴訟を起こされて、1審勝訴、2審で勝訴的和解になりましたけれども、判決では、会社の役員から依頼された暴力団組員から「交通事故を装って組の若い者にひき殺させるぞ」と脅迫を受けた事実が認定されています。公務員だったお兄さんに串岡さんに会社を辞めさせないとあなたも職員であることが危なくなると脅しをかけるなど、御家族にも圧力がありました。まさに内部告発の苦しみを知っていらっしゃる方が公益通報者保護制度に関する著書も書かれ、法律知識も自分でとことん勉強して身につけられて、この検討会場で御意見を開陳されてきたわけです。

升田先生にも納得していただきたいですけれども、私は、最終報告書の焦点になる法改正に当たって、串岡委員に納得していただかないような案というのは、何の意味があるのか、串岡委員が、その立場を代表されている通報経験者の方々、これから通報をしようとしているの方々、そういうの方々にとって意味があるのだろうか、と思うわけですね。

ですから、ワーキング・グループでは、通報者の視点というものを忘れずに法改正の検討を進めていただきたいと思います。

前回の検討会で、山口委員から、現実の被害を重視する私にとっては大変ありがたい御意見をいただきました。飲酒運転に関する道交法の改正論議の例をひかれて、法律家というのは、最初は、こんなの無理ですよと、全く議論もしてなかったけれど、世論の流れを見極めて、前の法律との間で矛盾や齟齬がないように、一生懸命頭をひねるのだと、そういう御意見だったと思います。

ただ、私は、ワーキング・グループの運営要領案の6項目目で「検討状況を随時検討会へ報告することとし、検討会の委員は、検討状況に関し意見を述べるができる」と、書いていただいておりますので、ワーキング・グループでの検討状況がこの検討会に戻ってくるわけで、そのときにですね、「情」の問題で議論しようとは思っていません。やはり、法律上の問題ですので、「理」でやりたい、「理」で意見をワーキング・グループに戻したいと思っています。

特に、私が気になるのは、私が所属する報道機関を含めた外部通報の保護要件を中心にした問題です。先ほど、升田委員から、報道被害というのは相当あって、事案によっては数百件に及ぶ訴訟が提起されて最高裁まで行ったという事件があるとの御意見が出されました。ただ、この数百件というのは、ここで議論になっている公益通報とか、内部告発を巡る訴訟ではないはずで、更に言えば、自分に不利な報道が出れば訴訟しようという方は世の中には多くいらっしゃるわけですし、その訴訟で報道機関が勝訴したのか、敗訴したのか、理由はどうだったのか、一件一件、中身を見

ないと、訴訟の件数だけで議論するのはフェアではないと考えます。

だから、そういう、ごちゃごちゃな議論で私どもの報道のことを語り、まして重要な法論議はしてほしくないと、意見を申し上げておきます。私自身も、ジャーナリズム論、メディア論を大学の教壇に立って教えるようになって、今年の春で5年目になります。報道の自由に関しては、一応専門家だと自負しております。それから、もちろん現場の取材経験は豊富にあります。3号通報に関して言えば、まさに報道の現場を熟知している人でなければ、実態に即した議論はなかなか難しいと思うのです。公益通報者保護制度は、報道の自由も関われば、それから、先ほど串岡委員がおっしゃいましたけれども、日本の報道機関のこれからの取材のあり方とか、そういう根本にも関わってくる部分なんです。

正直、私がこの検討会の議論をお聞きしている中で、報道機関に対しては誤解が多いと、ある意味、驚いています。報道機関というのは、私が一度、申し上げましたように、通報に対して、お金を支払うようなことはありません。それから、私で言えば、通報者に対して証拠を持ってきてくださいということを言ったことは一回もありません。

通報者の方を危険に陥らせることになりまして、場合によっては、報道自体が信用のないものになってしまいます。そういう報道倫理を全く知らず、誤解の中で作り上げられた規定が、現行法の3号通報の保護要件のイからニだと考えています。だから、同じような誤解のもとにワーキング・グループでの検討された状況や結果が、この検討会に報告されたときは、「理」で反論を述べていくつもりです。先に申し上げて恐縮ですが、そうした意見の主旨は十分酌み取っていただき、再び論議していただきたいと、その点を要望して、私の意見とさせていただきます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

今野委員、どうぞ。

○今野委員 只今の井出委員の御提案に賛成します。私も串岡委員が何十年と人生をかけて、このテーマに取り組んでこられた、その御歴を本当に尊敬しております。

できましたら、もう一人、このワーキング・グループの委員の先生方が、余りにもお偉い立派な方々ばかりで、もう少し現場といいますか、いろいろ経営という面でも修羅場を御存じの方をお一人入れていただきたいということで、後で怒られるかどうかすみません。無責任ですが、北城さんに是非お入りいただきたいと思っております。

ワーキング・グループ委員でなくても、要所要所の特別委員という形でも結構ですから、この北城委員と串岡委員をお入れいただくことを御提案させていただきます。

○宇賀座長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

ほかは特に御意見よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ワーキング・グループを設けること、それから検討会の座長が構成員を指名するこ

とについては、御賛同が得られたかと思えます。

追加の指名の御意見もありましたので、その点は少し検討させていただきたいと思えます。

それから、先ほど事務局からお話がありましたように、刑法それから会社法、それから労働法の学識経験者2、3名程度を構成員として後日指名したいと考えております。

その点につきましては、後で検討させていただきたいと思えます。

本日も大変多くの熱のこもった御意見を頂戴しまして、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、大変御多忙のところ、長時間、計10回にわたって御議論いただきまして、本当にありがとうございました。

第10回の閉会に当たりまして、板東長官から御挨拶を申し上げます。

板東長官、よろしくお願いいたします。

○板東長官 本日は、第1次報告書、それからワーキング・グループの設置をお決めいただきまして、ありがとうございます。

今、座長からお話いただきましたように、昨年6月にスタートいたしまして、10か月近く、10回にわたる大変熱心な御審議をいただきました。

委員のほとんどの方が毎回御出席というような、消費者庁が持っております会議の中でも、最も熱心な御議論をいただいている会議ではないかというふうに思っております。

先ほどのお話のように、第1次報告書が出たわけですけど、まだ一段階上がったところということでございますので、これから一層険しい段階になろうかと思えますけれども、是非ワーキング・グループでもしっかりした御議論を詰めていただきまして、最終報告、高みに上っていくということを目指していきたいというふうに思っております。

第1次報告書をいただきまして、特に、事業者内部における取り組み、それから行政機関における取り組みにつきましては、今の現行法のもとにおいても、相当実効性を上げるための様々な取り組みが必要になってまいりますし、御提言をいただいたところをしっかりと受けまして、一刻も早くそういった実効性を上げていくための取り組みに具体的なアクションを起こしていきたいというふうに思っております。

また法律的な問題につきましては、先ほどから御議論いただいておりますように、これから設置いただくワーキング・グループで、論点・課題も非常に多岐にわたっておりますので、丁寧な御議論としっかりした方向性を出していただくということで、一層御協力をお願い申し上げたいと思っておりますのでございます。

我々としては、最終的な成果を受けまして、必要なアクションを起こしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そういうふうの実効性の担保ということでは、動きながらということ、制度的な

議論につきましても、御審議いただきながら、この公益通報者保護制度は非常に重要な制度でございますので、更にもその実効性を最大限に上げていくように努力をしていきたいというふうに思っております。

本日はどうもありがとうございました。引き続きまして、よろしく願いいたします。

最初は年度内ぐらいの委員の任期というふうにお話し申し上げましたけれども、やはり非常に広がり大きな、更に検討が必要な課題だということで、委員として更に御検討をお願いするというので申し訳ございませんが、是非よろしく願い申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

○宇賀座長 板東長官、ありがとうございました。

《 3. 閉会 》

○宇賀座長 最後に、事務局から事務連絡をお願いします。

○加納課長 皆様どうもありがとうございました。ワーキングにつきましては、また座長と相談しながら進めていきたいと思っております。

またこの検討会は、今後も続くという前提で御認識をいただければと思っております。またワーキングでの議論の進捗状況に応じまして、しかるべきタイミングで、また開催を御案内させていただければというふうに思っております。

また本日の議事要旨につきましても、各委員の皆様には御確認をいただいた後で公開をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○宇賀座長 それでは、本日はこれにて閉会といたします。

お忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

(以上)